



島根県報

平成18年12月26日(火)
号外第125号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

条 例

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	3
島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	(")	4
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(医 療 対 策 課)	4
独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例	(農 地 整 備 課)	6
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 庁 総 務 課)	7
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	(高 校 教 育 課)	8

公布された条例等のあらまし

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第63号)

1 条例の概要

(1) 支給割合の改正(第3条関係)

区 分	改正前	改正後
知 事	100分の70	100分の60
副 知 事	100分の50	100分の43
出 納 長	100分の35	100分の30
常勤の監査委員	100分の20	100分の17

(2) 在職月数の計算は、特別職の職員となった日から退職した日までの月数(1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)によるものとする事とした。(第4条関係)

(3) 退職手当の支給は、任期ごとに行う事とした。(第2条関係)

(4) 現に在職する特別職の職員の在職期間の計算について、所要の経過措置を設ける事とした。(附則第2項関係)

(5) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例(条例第64号)

1 条例の概要

(1) 東部福祉事務所の所管区域から八束郡及び仁多郡を削ることとした。(第3条関係)

(2) 隠岐福祉事務所を廃止することとした。(第3条関係)

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第65号)

1 条例の概要

- (1) 病院事業に財務規定等を除く地方公営企業法の規定を平成19年4月1日から適用することとした。(第3条関係)
- (2) 病院事業の管理者の職名を病院事業管理者とすることとした。(第4条第1項関係)
- (3) 病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、病院局を置くこととした。(第4条第2項関係)
- (4) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。
 - ア 島根県立病院使用料及び手数料条例
 - イ 島根県情報公開条例
 - ウ 島根県個人情報保護条例
 - エ 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- (5) その他規定の整備

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)の一部については、公布の日から施行することとした。

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例(条例第66号)

1 条例の概要

- (1) 県は、独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。)が実施する特定地域整備事業の経費の一部を負担するときは、事業参加資格者等から、その経費の一部を負担金として徴収することとした。(第2条第1項関係)
- (2) 事業参加資格者等が土地改良区の組合員であるときは、県は、その土地改良区から、事業参加資格者等からの負担金(以下「受益者負担金」という。)の徴収に代えて、これに相当する額の金銭を徴収するものとする。こととした。(第2条第2項関係)
- (3) 受益者負担金の額は、特定地域整備事業の事業費の額に100分の15(農業用道路の新設又は改良に係る事業にあっては、100分の10)を乗じて得た額から、市町村から負担金を徴収する場合におけるその徴収する額を差し引いて得た額に、事業区域内の受益者負担金の徴収に係る土地の面積の事業区域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。こととした。ただし、事業によって著しく利益を受ける事業区域外の土地を権原に基づき利用し、及び収益する者等から徴収する受益者負担金は、その受益を限度として知事が定める額とする。こととした。(第3条関係)
- (4) 県は、機構が事業が完了した旨の公告をした日以後8年を経過する日までの間に、事業参加資格者が、特定地域整備事業の実施に係る土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、一時的に目的外用途に供したとき等を除き、その者から特別徴収金を徴収することとした。(第4条第1項関係)
- (5) 県は、事業参加資格者が土地改良区の組合員であるときは、その土地改良区からその者からの特別徴収金の徴収に代えて、これに相当する額の金銭を徴収することとした。(第4条第2項関係)
- (6) 特別徴収金の額は、アの額からイの額を差し引いて得た額とする。こととした。(第5条関係)
 - ア 機構が県から徴収する負担金の額のうち、特別徴収金の徴収に係る区域内の土地の面積の事業の施行に係る区域内の土地の面積に対する割合を基準として算定される額
 - イ 県が徴収する負担金の額のうち、特別徴収金の徴収に係る区域内の土地の面積の事業の施行に係る区域内の土地の面積に対する割合を基準として算定される額
- (7) 知事は、特別徴収金を一時に徴収するものとする。こととした。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第67号)

1 条例の概要

(1) 退職手当の支給割合の改正(第6条第3項関係)

改正前	改正後
100分の30	100分の26

(2) 退職手当の在職月数の計算は、教育長になった日から退職した日までの月数(1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)によるものとする。とした。(第6条第5項関係)

(3) 退職手当の支給は、任期ごとに行うこととした。(第6条第2項関係)

(4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例(条例第68号)

1 条例の概要

(1) 高等学校の設置(別表第1の1の表関係)

名 称	位 置
島根県立島根中央高等学校	邑智郡川本町

(2) 島根県立川本高等学校及び島根県立邑智高等学校の廃止(別表第1の1の表関係)

2 施行期日

1の(1)については平成19年1月1日から、1の(2)については平成21年4月1日から施行することとした。

条 例

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第63号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 特別職の職員の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

第3条第1号中「100分の70」を「100分の60」に改め、同条第2号中「100分の50」を「100分の43」に改め、同条第3号中「100分の35」を「100分の30」に改め、同条第4号中「100分の20」を「100分の17」に改める。

第4条第2項中「の属する月」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該在職期間に1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第4条第3項を削る。

第5条第2項中「他の」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第1号中「最終の職に係る」を削り、「としての」の次に「最終の任期に係る」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号以外のその者の特別職の職員の在職期間について、それぞれ退職した日に第2項及び前項の適用がないものとして第3条の規定の例により計算して得た額に相当する額

第5条第3項第3号中「最終の職の退職の日における」及び「に相当する額」を削り、「を基礎として、」を「について、それぞれ退職した日に第1項及び前項の規定の適用がないものとして」に改め、「得た額」の次に「に相当する額」

を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定の適用を受けた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び特別職の職員となったときは、第2条の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に現に在職する特別職の職員のうち、施行日の属する任期より前の任期(以下「前任期」という。)に係る退職手当の支給を受けることなく引き続いて当該特別職にある者に対して施行日以後に支給する退職手当の在職期間の計算については、この条例による改正前の特別職の職員の退職手当に関する条例第4条第3項の規定は、前任期に係る退職の場合に限り、なおその効力を有する。

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第64号

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例(昭和52年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

- 第3条第1項中「(次項において「福祉事務所」という。)」を削り、同項の表東部福祉事務所の項所管区域の欄中「八束郡、仁多郡、」を削り、同表隠岐福祉事務所の項を削り、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際知事若しくは東部福祉事務所若しくは隠岐福祉事務所の長(以下「知事等」という。)がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に知事等に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においては八束郡東出雲町、仁多郡奥出雲町、隠岐郡海士町、同郡西ノ島町、同郡知夫村若しくは同郡隠岐の島町の長又はこれらの町村の福祉事務所の長(以下「町村長等」という。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれ当該町村長等がした処分その他の行為又は当該町村長等に対してされた申請その他の行為とみなす。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第65号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(法の適用)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成19年4月1日から適用する。

(管理者及び組織)

第4条 病院事業の管理者の職名は、病院事業管理者とする。

2 法第14条の規定に基づき、病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、病院局を置く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項中島根県立病院使用料及び手数料条例(昭和44年島根県条例第23号)第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の島根県病院事業の設置等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の条例の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の島根県病院事業の設置等に関する条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

3 島根県立病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「平成18年厚生労働省告示第92号)別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表」を「健康保険法第76条第2項又は老人保健法第30条第1項の規定に基づき医療に要する費用の額の算定に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。)で定める医科診療報酬の点数表又は歯科診療報酬の点数表」に、「平成18年厚生労働省告示第99号)別表」を「健康保険法第85条第2項又は老人保健法第31条の2第2項の規定に基づき入院時の食事療養の費用の額に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。)で定める食事療養の費用の額の算定表」に改め、同項第2号中「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法(平成4年環境庁告示第40号)別表」を「同法第22条の規定に基づき環境大臣が定める診療報酬の額の算定方法」に改め、同条第3項中「知事」を「病院事業管理者」に改める。

第3条及び第4条中「知事」を「病院事業管理者」に改める。

第5条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「病院事業管理者が別に」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県立病院使用料及び手数料条例(以下「改正前の使用料等条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の使用料等条例の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県立病院使用料及び手数料条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

(島根県情報公開条例の一部改正)

5 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「知事」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事

務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

7 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「知事」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(島根県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県個人情報保護条例(以下「改正前の個人情報保護条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県個人情報保護条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

(島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

9 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年島根県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「知事」の次に「、病院事業管理者」を加える。

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第66号

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号。以下「法」という。)第24条第2項の規定による負担金及び法第25条第1項の規定による特別徴収金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(受益者負担金の徴収)

第2条 県は、独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。)が行う法第11条第1項第7号イからハまで若しくは第8号の事業又は同項第9号の事業(土地改良施設に係るものに限る。以下同じ。)に要する費用の一部を負担するときは、当該事業の実施に係る区域内にある土地についての土地改良法(昭和24年法律第195号)第3条に規定する資格を有する者(以下「事業参加資格者」という。)(法第11条第1項第7号ハの事業にあつては、その事業の実施に係る区域内にある土地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者)その他法第24条第2項の農林水産省令で定める者で、当該事業によって利益を受けるものから、同条第1項の規定による負担金(以下「県負担金」という。)の一部を徴収する。

2 前項に規定する者が同項の事業の実施に係る区域の全部又は一部をその地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者からの受益者負担金(同項の規定により県が徴収する負担金をいう。以下同じ。)の徴収に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収するものとする。

(受益者負担金の額)

第3条 受益者負担金の額は、前条第1項の事業(以下この項において「当該事業」という。)に係る事業費の額に100分の15(法第11条第1項第7号ロに規定する農業用道路の新設又は改良に係る事業にあつては、100分の10)を乗じて得た額から、法第24条第3項の規定により当該事業の実施に係る区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村から県負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収する額及び同条第7項の規定により当該事業によって利益を受ける市町村から県負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収する額を差し引いて得た額に、当該事業の実施に係る区域内にある受益者負担金の徴収に係る土地の面積の当該事業の実施に係る区域内の土地の面積に対する割合を乗

じて得た額とする。ただし、当該事業につき前条第 1 項の農林水産省令で定める者がある場合において、その者から徴収する受益者負担金の額は、その者の受ける利益を限度として知事が定める額とする。

- 2 法第11条第 1 項第 9 号の事業の実施に係る区域内にある土地についての前条第 1 項に規定する者がある場合において、その者から県負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収する額は、前項の規定にかかわらず、その者の受ける利益を限度として知事が定める額とする。

(特別徴収金の徴収)

第 4 条 県は、法第11条第 1 項第 7 号イ又はロの事業(以下この条において「特定事業」という。)の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者が、機構が法第25条第 1 項の公告をした日以後 8 年を経過する日までの間に、当該土地を特定事業に係る特定地域整備事業実施計画(法第15条第 1 項の特定地域整備事業実施計画をいう。)において予定した用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から特別徴収金を徴収する。ただし、独立行政法人緑資源機構法施行令(平成15年政令第438号。以下「令」という。)第26条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により県が特別徴収金を徴収する場合には、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

(特別徴収金の額)

第 5 条 前条に規定する特別徴収金の額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を差し引いて得た額とする。

- (1) 県負担金のうち特別徴収金の徴収に係る土地に係る部分の額として令第28条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により算定される額
- (2) 法第24条第 2 項、第 3 項、第 5 項又は第 7 項の規定により県が徴収する負担金のうち特別徴収金の徴収に係る土地に係る部分の額として令第28条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により算定される額

(特別徴収金の徴収方法)

第 6 条 知事は、特別徴収金を一時に徴収するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第67号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成12年島根県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書を削り、同条第 5 項を削り、同条第 4 項中「の属する月」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該在職期間に 1 月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「から第 5 項まで」を「及び第 5 項」に、「100分の30」を「100分の26」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 教育長の退職手当の支給は、任期ごとに行う。

第 6 条中第 8 項を第10項とし、同条第 7 項中「前項」を「前 3 項」に、「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項第 1 号中

「としての」の次に「最終の任期に係る」を加え、「第2項」を「第3項」に改め、同項第2号中「教育長の退職の日における」及び「に相当する額」を削り、「を基礎として、」を「について、それぞれ退職した日に、第6項及び前項の規定がないものとして」に改め、「得た額」の次に「に相当する額」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号以外のその者の教育長としての在職期間について、それぞれ退職した日に第7項及び前項の規定の適用がないものとして第3項の規定の例により計算して得た額に相当する額

第6条中第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 前項の規定の適用を受けた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教育長となったときは、先の教育長としての在職期間は、後の教育長としての在職期間に通算するものとする。

8 前2項の規定の適用を受けた者が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教育長となったときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第68号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表島根県立邇摩高等学校の項の次に次のように加える。

島根県立島根中央高等学校	邑智郡川本町	
--------------	--------	--

別表第1の1の表島根県立川本高等学校の項及び島根県立邑智高等学校の項を削る。

附 則

この条例中別表第1の1の表に島根県立島根中央高等学校の項を加える改正規定は平成19年1月1日から、同表島根県立川本高等学校の項及び島根県立邑智高等学校の項を削る改正規定は平成21年4月1日から施行する。